第十九条の十一第四項第一号中「第四十一条の十九第一項第一号」の下に「及び第二号」を加え、同項第二号中「第四十一条の十九第一項第二号」を「第四十一条の十九第一項第三号」に改め、同項第三号中「第四十一条の十九第一項第三号」を「第四十一条の十九第一項第四号」に改め、同項第四号中「第四十一条の十九第一項第四号」を「第四十一条の十九第一項第五号」に改め、同条第五項中「第十一条第一項各号のいずれか」を「第十一条第一項第一号に該当する株式会社又は同項第二号及び第三号」に改め、同条第七項第一号イ中「二及び次号」を「以下この項」に改め、同号イ(2)中「法第四十一条の十九第一項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。」を削り、同号イ(3)中「ロ(3)、ハ(4)及びニ(4)」を「以下この号」に改め、同号ニ中「第四十一条の十九第一項第四号」を「第四十一条の十九第一項第五号」に改め、同号ニを同号ヘとし、同号ハ中「第四十一条の十九第一項第三号」を「第四十一条の十九第一項第四号」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロ中「第四十一条の十九第一項第二号」を「第四十一条の十九第一項第三号」に改め、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　法第四十一条の十九第一項第二号に掲げる株式会社に該当する特定新規中小会社が発行した法第三十七条の十三第一項第二号イに掲げる特定新規株式につき法第四十一条の十九第一項の規定の適用を受ける場合　当該特定新規株式に係る認定投資事業有限責任組合の当該特定新規株式に係る基準日において(1)及び(2)に掲げる事実の確認をした旨を証する書類　(3)に掲げる事項の記載があるものに限る。)並びに当該認定投資事業有限責任組合が第十八条の十五第六項の認定を受けたものであることを証する書類の写し

(1)　当該特定新規中小会社が第六項各号に掲げる要件に該当するものであること。

(2)　当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者による当該特定新規株式の取得が、第六項第二号イの契約に従つて当該認定投資事業有限責任組合を通じて払込みによりされたものであること。

(3)　当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名及び住所、払込みにより取得がされた当該特定新規株式の数及び当該特定新規株式と引換えに払い込むべき額並びにその払い込んだ金額

ハ　法第四十一条の十九第一項第二号に掲げる株式会社に該当する特定新規中小会社が発行した法第三十七条の十三第一項第二号ロに掲げる特定新規株式につき法第四十一条の十九第一項の規定の適用を受ける場合　当該特定新規株式に係る認定少額電子募集取扱業者の当該特定新規株式に係る基準日において(1)及び(2)に掲げる事実の確認をした旨を証する書類　(3)に掲げる事項の記載があるものに限る。)並びに当該認定少額電子募集取扱業者が第十八条の十五第七項の認定を受けたものであることを証する書類の写し

(1)　当該特定新規中小会社が第六項各号に掲げる要件に該当するものであること。

(2)　当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者による当該特定新規株式の取得が、第六項第二号ロの契約に従つて当該認定少額電子募集取扱業者の行う電子募集取扱業務による払込みによりされたものであること。

(3)　当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名及び住所、払込みにより取得がされた当該特定新規株式の数及び当該特定新規株式と引換えに払い込むべき額並びにその払い込んだ金額

第十九条の十一第七項第二号中「第四十一条の十九第一項第二号又は第三号」を「第四十一条の十九第一項第三号又は第四号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　法第四十一条の十九第一項第二号に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　第十八条の十五第五項第一号から第三号までに掲げる要件を満たす会社であること。

二　次のいずれかの会社であること。

イ　法第三十七条の十三第一項第二号イに規定する投資事業有限責任組合（第八項第一号ロにおいて「認定投資事業有限責任組合」という。）を通じ、その発行する特定新規株式を払込みにより取得（法第四十一条の十九第一項に規定する取得をいう。以下この項及び第八項において同じ。）をしようとする居住者又は恒久的施設を有する非居住者との間で第四項第一号に定める契約を締結する会社

ロ　法第三十七条の十三第一項第二号ロに規定する第一種少額電子募集取扱業者（ロ及び第八項第一号ハにおいて「認定少額電子募集取扱業者」という。）から積極的な指導を受ける会社であり、かつ、当該認定少額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業務（同条第一項第二号ロに規定する電子募集取扱業務をいう。第八項第一号ハ(2)において同じ。）により、その発行する特定新規株式を払込みにより取得をしようとする居住者又は恒久的施設を有する非居住者との間で第四項第一号に定める契約を締結する会社

三　中小企業等経営強化法施行規則第十一条第一項第一号又は第二号に該当する株式会社であること。

第十九条の十一の二第二項第三号中「建築士法」の下に「（昭和二十五年法律第二百二号）」を加える。

第十九条の十二第一項第六号中「第十一項第五号」を「第十二項第五号」に改め、同項第七号中「第二十六条の三十第十五項」を「第二十六条の三十第十六項」に改め、同項第八号中「第二十六条の三十第十六項」を「第二十六条の三十第十七項」に改め、同条第六項第二号中「いずれかの書類」を「書類のいずれか」に改め、同号ロ中「書類及び」の下に「外国法人確認書類（ロを、(2)に掲げるものを除く。）」の下に「をいう。次項において同じ。）」を加え、同条第十四項第一号中「第十八条の十九の三第一項及び第二項」を「第十八条の十九の三第五項及び第六項」に、「同条第一項第一号」を「同条第五項第一号」に改め、同項第五号中「同条第七項」を「同条第九項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第二十六条の三十第十五項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第二十六条の三十第十四項」を「第二十六条の三十第十五項」に改め、同項第四号中「又は」を「の名称又は」に改め、「名称」の下に「（当該書類のうち第七項の規定により提示したとみなされたものがある場合には、同項の規定による確認をした旨を含む。）若しくは施行令第二十六条の三十第十三項に規定する同じであることの確認をした旨」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「特例適用申告書又は変更申告書（以下この条において「」及び「」という。）」を削り、同項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　特例適用申告書又は変更申告書（以下この条において「特例適用申告書等」という。）を提出する外国法人が配分の取扱者にその提出の際、当該配分の取扱者が、当該特例適用申告書等に記載されている当該外国法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地につき、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第三条第二項に規定する指定法人から送信を受けた同法第二条第一項に規定する登記情報に記録された当該外国法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地と同じであることの確認をした場合には、当該外国法人は、当該配分の取扱者に、施行令第二十六条の三十第十二項の規定による外国法人確認書類の提示をしたものとみなす。

第十九条の十四の二第二項第一号中「第十八条の十九の三第一項及び第二項」を「第十八条の十九の三第五項及び第六項」に、「同条第一項第一号」を「同条第五項第一号」に改め、同項第三号中「第百二条第七項」を「第百二条第九項」に、「平成三十二年」を「令和二年」に改め、同項第四号中「平成三十二年」を「令和二年」に改める。

第十九条の十四の三第二項中「第十五項第五号」を「第十六項第五号」に改め、同項各号中「第十五項」を「第十六項」に改め、同条第五項第四号中「次項、第十二項及び第十四項」を「以下この条」に改め、同条第六項第一号中「いずれかの書類」を「書類のいずれか」に改め、同条第八項中「第十六項」を「第十七項」に改め、同条第十二項中「いずれかの書類」を「書類のいずれか」に改め、同項第二号中「書類及び」の下に「外国法人確認書類（ロを、「ロに掲げるものを除く。）」の下に「をいう。次項において同じ。）」を加え、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第十六項